

諮問日：平成29年11月24日（平成29年度（最情）諮問第62号）

答申日：平成30年4月20日（平成30年度（最情）答申第2号）

件名：最高裁判所が日本弁護士連合会に対し、判事補の弁護士職務経験について  
伝えた文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁が、日弁連に対し、平成30年4月開始の弁護士職務経験判事補は15人程度とし、その勤務地は東京（横浜、さいたま、千葉を含む。）、大阪（京都、神戸を含む。）、名古屋、福岡及び札幌にする旨を伝えた文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年10月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載3の文書（以下「本件開示文書」という。）のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、判事補の弁護士職務経験制度に係る最高裁判所から日本弁護士連合会に対する要望等が記載されているところ、秘匿性の高い裁判官

の人事事務が進行している状況で、そのプロセスの一部が公になると、最高裁判所と日本弁護士連合会との間の判事補の弁護士職務経験制度についての協議に係る事務に支障が生じるだけでなく、上記制度の円滑な運用が困難になるおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載されている情報が公になると、最高裁判所と日本弁護士連合会との間の判事補の弁護士職務経験制度についての協議に係る事務に支障を及ぼすおそれ及び裁判官の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年1月19日 本件開示文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、判事補の弁護士職務経験制度に係る最高裁判所から日本弁護士連合会に対する要望等が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らすならば、秘匿性の高い裁判官の人事事務が進行している状況において、本件不開示部分を公にすることにより、最高裁判所と日本弁護士連合会との間の判事補の弁護士職務経験制度についての協議に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、判事補の弁護士職務経験制度の円滑な運用が困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当す

ると認められる。

- 2 以上のおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人

別紙

- 1 「判事補の弁護士職務経験制度に関する取りまとめ」と題する文書
- 2 「判事補の弁護士職務経験に関する取決め書（モデル）」と題する文書
- 3 「1 弁護士職務経験を積ませる判事補の予定数」で始まる文書